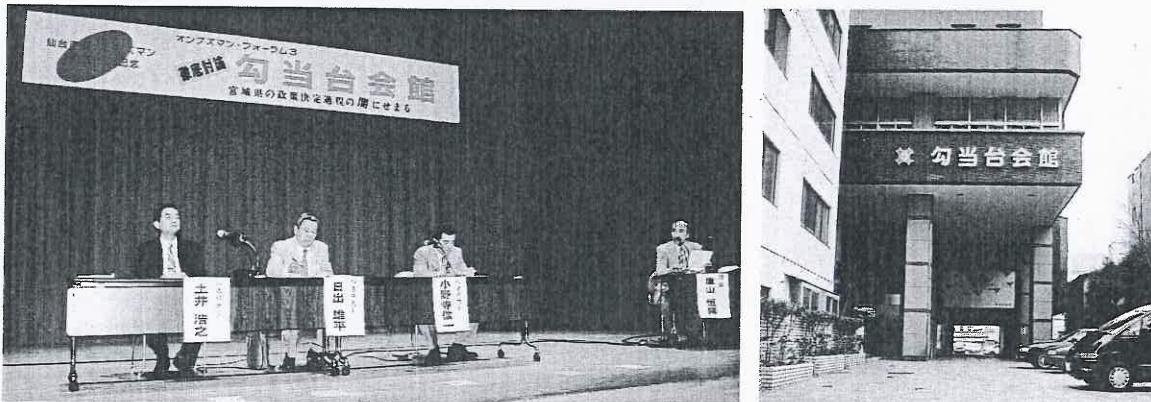


# 勾当台会館問題でフォーラムを開催

## 宮城県の政策決定過程の闇にせまる



仙台市民オンブズマン  
弁護士 小野寺 信一

平成10年5月18日、仙台市シルバーセンターで、『仙台市民オンブズマン創立5周年記念（オンブズマンフォーラム3）徹底討論・勾当台会館－宮城県の政策決定過程の闇にせまる－』が開かれた。宣伝不足のため、参加者が約40人と少なかったが、内容は充実したものであった（と思っている）。冒頭、土井弁護士から勾当台会館問題の経過の説明があって、宮城県が国から払い下げを受けた北税務署跡地の上に、地方公務員共済組合が新しい勾当台会館を建てるようになったが、建物の所有者は地共済で、それを県が有償で借り、無償で地共済に貸しつけるので、結局宮城県は勾当台会館のために土地の無償提供とは別に、賃料名目で建設費76億5,000万円を自己負担するという、破格のサービス振りが披露された。

問題点として土井弁護士から、

- ① 勾当台会館が県職員一人一人にとって、どの程度必要とされているのか、赤字を脱却できない事業体のために、逼迫する県財政下でさらに税金を投入する必要があるのかなどの点について分析がされていないし、データもない。
- ② 地共済が建物を建てて、県がそれを有償で借り、無償で地共済に貸すという分りにくい方法を取っているのは、単年度における支出額が目立つのを避けるための目くらましにすぎない。

との指摘があった。

次に日出税理士から、現勾当台会館の過去12年間の収益の推移が説明され、

- ① 職員の福利厚生への貢献度が低く、実質は一般的のホテルと大差がなく、家賃、地代、利息の負担がないにもかかわらず、一般管理費が過去12年間で40%増加し、とりわけ大手民間ホテルの売上に占める人件費の割合が平均30.9%であるのに対し、勾当台会館は55.26%（95年度）と異常に高く、経営努力の跡が見られない。
- ② 職員住宅なども勾当台会館と同様、地共済がいったん建設費を負担するものの、県が賃料の名目でその建設費プラス利息を支払っている。
- ③ 共済組合事務負担金も闇のベールに包まれている。

**オンブズマン**

No.8 / 1998年6月17日(水)

発行 仙台市民オンブズマン  
仙台市民オンブズマンタイアップグループ

〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F  
宮城地域自治研究所内  
TEL (022)227-9900 FAX (022)227-3267  
ホームページ <http://www.hitplaza.netspace.or.jp/doc/omb/index.htm>

との説明があった。

次に私から、新勾当台会館に入居する予定となっている国際交流会館について

- ① 建設大臣への事業認定では新築を予定していたのに、予定地を購入したとたん改築になった。
- ② 新築→改築→合築の方向転換を誰が、いつ、どんな議論をして決めたのかを記す資料がなく、担当者も頭をひねっている。
- ③ 予定地の購入価格が代替地と比べても異常に高く、購入価格算定のための不動産鑑定書が売主によって取られたものである。  
ことを説明し、勾当台会館、国際交流会館に共通する問題として
- ① その建物を誰が必要としているのか、つまり建設の目的について濃密な検討がされていない。

② 誰が、いつ、どんな検討をして決めたのかはっきりしない。

この2点を指摘した。しかもこれは勾当台会館、国際交流会館に特殊な現象ではなく、他の公共事業でも似たりよったりであると考えられ、これを改善するためには、政策決定のルーツ（建設目的）と決定過程（誰がいつどんな検討をしたのか）を文書に残させ、個人責任を明確化させるとともに、その文書をオープンにし、政策決定過程の早い段階から県民の意見を反映させるべく、間を取りもつ仲介的組織をつくる必要があることを述べた。そして参加者の意見も参考にし、近日中に勾当台会館については白紙撤回の申入れ、国際交流会館については質問書を県に提出することにした。

（申入れ・質問書は6月11日に提出された）

## 市行政調査費について

仙台市民オンブズマン  
税理士 日出雄平

昨年8月、「市議会各会派に対する市行政調査費」文書の公開を求めた訴訟の過程で、市側が文書の全面非開示を撤回し、部分開示に踏み切ったことによって、同文書の重要な部分が開示されました。

公開された文書は、平成3年度から平成8年度にわたっており、私達はすぐさま各年度の各会派毎一覧表を作成するとともに、支出態様や経理手続、検査体制等の分析、検討、研究を開始しました。分析等は、その時点での最新データである平成8年度を中心に行うと同時に、経理手続、検査体制については、神奈川県や神戸市等の規定との比較や判例等の検討を行いました。

計数的な面からみると、平成8年度での議員一人当たりの行政調査費は、月当り38万円、年換算456万円で、会派全体への支出総額は、2億9,000万円に達しております。この中で特に目を引いたのは、社会民主党の「調査委託費」の支出。平成5年度より支出が継続し、平成8年度では、年間



2,250万円の支出で内容は一切不明。次いで、公明党の「図書購入費」、民主フォーラム仙台等の「出張調査費」、グローバルネット仙台の「その他経費」等々、高額支出が並び、内容が明らかにされている項目は一切なし。更には、一人会派の前議会議長の支出に、議会自らが定めた「各会派の市行政調査費経理要綱」で禁止している海外出張費が支出されている有様、でした。

この様な状況にありながら、支出内容を検証す

るシステムが確立していない事も判明し、その使途の透明性に大きな疑問を感じざるを得ない結果でした。そのため、これらの疑問点等をまとめ1月26日に市議会議長、そして4月8日には各会派へそれぞれ質問書を発し、一会派を除き回答を得ましたが、回答の大部分が適正処理を強調するの

みで、支出の検証等について消極的態度がうかがわれました。

この様な各会派の対応に対し、今後、平成9年分の支出について分析検討し、場合によっては監査請求を行うなど、透明性の高い行政調査費となるよう行動していく予定です。

## 宮城県・仙台市は情報公開条例の改正を！

### 宮城県議会・仙台市議会は情報公開条例制定を！

仙台市民オンブズマン・  
　　タイアップグループ副会長  
弁護士 高橋輝雄

平成10年5月21日、仙台市民オンブズマンは、宮城県・仙台市に対しては「情報公開条例改正についての申入書」を、宮城県議会・仙台市議会に対しては「情報公開条例の速やかな制定を求める申入書」をそれぞれ手渡しました。いずれに対しても6月30日までの回答を求めていました。

「情報公開」は今や時代のキーワードであり、本年3月27日には政府の情報公開法案が国会に提出されている状況にあります。一方、国に先行して行われている地方自治体における条例制定も、全国300を越える自治体に広がり、この流れの中で、条例運用の実績も積み重ねられ、また情報公開制度に対する市民の理解も深まっています。

ところが、県や市の条例は、その制定した年代の制約もあり、今や政府提出の情報公開法案や、先例や判例に比しても不備や不十分な部分が目立つようになっています。そこで、上記申し入れに至ったものです。

また、県議会・市議会に対する上記申し入れですが、これは両議会とも、上記のような状況の中で、自らも議会独自の条例を制定するとの意思表示をしていること、それにもかかわらず、県議会の方では制定に対して慎重論が目立っている状況を踏まえ、申し入れたものです。

申し入れの内容は、①目的規定に「知る権利」を明記すること、②公文書の定義から「決裁供覧手続」の用件を外すこと、③個人情報の適用除外

については、プライバシー型を採用すること、④文書管理規定を整理することを共通事項とし、加えて、県・市に対しては、⑤外郭団体も実施機関に含めること、さらに県に対して、⑥公安委員会も実施機関に含めることというものです。いずれも実現可能な当面急を要する事項に限っています。

## 第2回全国情報公開度 ランクイング実施

宮城県は4位 仙台市は政令指定都市中2位

昨年に引き続き、全国市民オンブズマン連絡会議の主催で、全国情報公開度の実態調査が行われ、その結果が去る2月22日発表されました。

全国の調査対象は、前回の①財政課の食糧費、②財政課の出張費に、③首長交際費を加えました。それらの支出文書につき、出席者名、懇談場所、懇談目的、出張者名、出張目的、交際費、交際相手の氏名等々の記載をチェックしてランクイングを付けました。

この結果、昨年1位の宮城県は4位に、1位は昨年14位の北海道。一方仙台市は政令指定都市中、昨年3位から2位となりました。

宮城県が落ちたのは、コピー代30円と高いことが大きな原因でした。その後県も10円に値下げしましたが、それが調査前になされていれば断然トップになっていましたが残念でした。県・市とも何とか「情報公開先進自治体」を維持していますが、今後は各自治体の公開度も進んでいくと思いますので、今後ともその地位を維持するためには、さらなる努力が求められます。

# 県議会・県警情報公開 訴訟控訴審にむけて

仙台市民オンブズマン  
弁護士 半澤 力



4.14 仙台地裁判決後の記者会見（仙台弁護士会館）

県議会出張旅費・県政調査費・県警察出張旅費等に関する公文書の公開請求に対し、4月14日、仙台地方裁判所は、これを全面的に退ける判断を示しました。この裁判において、オンブズマンは、上記文書が予算の執行文書であることを指摘し、予算の執行権限が、財政民主主義の観点から知事に専属することを手がかりに、上記文書が実施機関である知事の管理下にあることを明らかにし、公開対象の「公文書」に該当する根拠を提示しました。裁判所はオンブズマンとは見解を異にしましたが、裁判官が、上記文書が知事の管理下にないと考えるに至った論旨は明晰ではなく、残念ながら、十分考え抜かれたものとは言えません。全国的に見ると、知事部局にある議会・県警察文書を、議会・県警察のロッカーに避難させる動きが見られますが、この判決は、このような裏技にお墨付きを与えるもので、看過し難いものです。これまでの審理で、公金の使途に関する情報を隠匿できる聖域を切り崩す理論の可能性を示すことができたと思います。控訴審では、「聖域」に主権の光を当てるべく、国民主権・民主主義国家にお

ける情報公開条例の立法趣旨に遡った検討を深めて行きます。

# 宮城県議会は 「私費」参加に方針転換 県議会野球大会監査請求

仙台市民オンブズマン  
弁護士 小野寺 信一

野球大会への出席は公務か。これを争点にえた監査請求について、宮城県の監査委員は平成10年3月21日、北海道・東北大会への出席は公務とは認められないが、全国大会は公務であるとの判断を示した。判断が分かれたのは、主催団体の違いと、「ついでの催し」の多少であった。しかし主催が誰であろうと、ついでの催しがあろうとなかろうと、野球をしに行くという本質が変わるものではない。その点を察したのかどうか、宮城県議会は、平成10年3月30日、北海道・東北大会については監査委員の勧告を受け入れて、旅費の返還を決め、全国大会についても今後は私費で参加することを決定した。そのため6月に予定されていた今年の北海道・東北大会は、各県の足並みの乱れが表面化し、延期となり、そのかわり「道県議交流大会」が8月中旬に北海道で開催されることになった。交流大会の内容はまだ決まっていないが、宮城県監査委員の論理を援用し、「ついでの催し」をくっつけて野球大会を開催し、野球も公務だと言い繕うことも予想される。宮城県議会がまさか一転して「公費でいく」と言い出すことはないと思うが、他県は公務性のお墨付きが得られたとして、堂々と公費で出席するかもしれない。その時は、これだけ問題になっても「野球は公務だ」と言い張る議員の顔が見たいと思う皆さんのために、北海道・東北ネットワークでウォッチャーを会場に派遣し、バックネット裏で一人一人の議員の顔とプレーを写真におさめるつもりである。公費参加組は落ち着いてプレーに専念できるかな…？

# 大年寺山訴訟(職員ルート)和解成立

## —仙台市公有財産取得事務手続き大幅改善—

仙台市民オンブズマン副代表

弁護士 松澤陽明

青葉山及び大年寺山の高値購入問題につき、市職員や鑑定業者の責任を追及してきた損害賠償請求訴訟は、今回仙台市の画期的な制度の改革を是として鉢を收めることになりました。大年寺山の売主に対して不当利得の返還を求める訴訟は、本年中の結審をめざし審理が続いています。

大年寺山の職員ルートの裁判は、職員各人の関与と有無についての立証に入る前に、制度改革による再発防止を獲得する方向で昨年秋口から和解交渉が続けられてきました。その結果、仙台市は、公有財産取得事務手続きを大幅に改善することを取り決めました。その内容は次のようなものです。

- ① 閲覧のために備え付けている用地取得概要是、工区毎から契約毎に記載を細分化する。
- ② 用地取得概要の記載内容についての質問を財産管理課で受け付け、説明する。
- ③ 取得が完了した不動産についての文書開示については、相手方が自然人である場合（法人等であっても、その規模等の状況を考慮し事業の運営に支障が生じると認められる場合）の相手方の氏名・名称及び地番を除き、すべて開示する。公益的目的に基づくもので、かつ、みだりに他に提供されるおそれがないと確認できる場合は、財産管理課において地番の情報を提供する。
- ④ 鑑定士の選任は、可能な限り機会均等となるようにして、一部の業者に偏らないように努める。
- ⑤ 取得価格が不当であると考えたとき、取得後1年以内に限り市民は市長に対し公有財産価格審議会において価格の相当性の調査を行うよう申立てができる。審議会は原則として2ヶ月以内に調査し、市長はその結果を申立て人に通知する。



⑥ 公有財産の処分についても、法律に別段の定めがある場合を除き同様の取扱いをする。仙台市土地開発公社の不動産取得についても、準じた措置を取るよう指示する。

かかる措置によって仙台市の用地取得については、事後的にではあれガラス張りになったと評価できると思います。今後高値買収といった事態が起こらないように、公務員の責任の自覚、コストを十分に意識した公共事業の実施が求められるとともに、市民の不断の注視が必要です。

このような仙台市の事務改善を了として、5月18日に大年寺山職員ルートの訴訟、5月19日に青葉山の訴訟が取下げとなりました。ご支援ありがとうございました。

大年寺山の売主に対する裁判は、本年3月までに結審させるべく、1月に最終準備書面を提出しました。書き上げた弁護団は、これで勝訴確実と自画自賛していましたが、被告側が危機感を持った故か、売主が高値誘導を画策したのではなく、市職員が勝手に高い値段で買うと言ってきたことを立証するとして、結審には至らず、審理が続いている。売主と仙台市の仲介をしたとされる市会議員の証人申請もなされ、どのような証言が為されるのか注目の裁判は、9月7日に予定されています。その後も多少の証拠調がありますが、本年中には、結審するのではないかと考えています。

# 裁判報告

## 仙台市議海外視察

仙台市民オンブズマン  
弁護士 十河 弘

仙台市議会は「視察」と銘打ったヨーロッパ旅行（約2週間）を企画し、平成8年7月に多数の市議をヨーロッパに派遣し、一人当たり110万円もの公費を支出しました。しかし、視察らしいのは最初の二日だけで、あとは観光地ばかりを訪問し、「自主研修」もかなりの日数に上っています。そこで、オンブズマンは観光的要素の強い旅行に参加した仙台市議4名に対し旅費の返還を、旅費を支出した仙台市長に対し損害賠償を求めて訴訟を提起しました。「観光行政視察、シティーセールス視察」のために有名な観光地ばかりを「視察」して、仙台にどんな利益がもたらされるのでしょうか。

## 情報公開

仙台市民オンブズマン  
弁護士 斎藤拓生

青葉山ゴルフ場情報公開請求訴訟は、調停終了及び県審査会の答申をふまえて、一定の文書が公開され、さらに、裁判所が、文書の公開を促し（全部ではありませんが）、県が検討している最中です。市議会食糧費情報公開請求訴訟では、仙台



1998.1.28 仙台市議会情報公開訴訟提訴

市が、公的懇談会の出席者名の全面公開を認める司法判断の流れに反して、全面的に争うという、きわめて不当な対応を行っています。議会・警察の食糧費情報公開請求訴訟では、旅費関係文書と異なり、知事部局で文書を保管していることから、開示請求対象文書であることを前提として、非開示事由に該当するかどうかが争点となっています。県は、警察関係の情報については、徹底した秘密主義が貫徹されるべきであるという時代錯誤的主張を行っています。

情報公開訴訟弁護団では、原則公開の情報公開条例の理念に即した司法判断を獲得するため、奮闘しています。ご支援をお願いいたします。

## 仙台市議会食糧費

仙台市民オンブズマン副代表  
弁護士 松澤陽明

平成7年度の市議会の食糧費支出のうち、不要な懇談会への支出と考えられる部分について返還を求める訴訟を、本年度最初の住民訴訟として提起しています。飲食をしたと判明している当時の議長・副議長・事務局長が被告です。支出命令をするなど出納に関わった職員も被告にする事を検討しましたが、今回に限り見送る事にしました。これら職員の責任も重大なのですから次回からは容赦しません。責任を自覚して下さい。

報道のとおり、副議長は、議会改革の一歩とすべく、飲食代の返還に応じています。残る被告らについては、着実に審理が進められています。

4月1日から仙台市民オンブズマンのインターネットホームページを開設しました。ページではオンブズマン、タイアップグループを紹介するとともに、情報公開の現状、公金不正支出の顛末、外郭団体問題、議員の海外視察問題などを取り上げています。新たな情報発信の方法としてこれから大いに活用していくつもりです。是非ご覧下さい。

ホームページアドレス

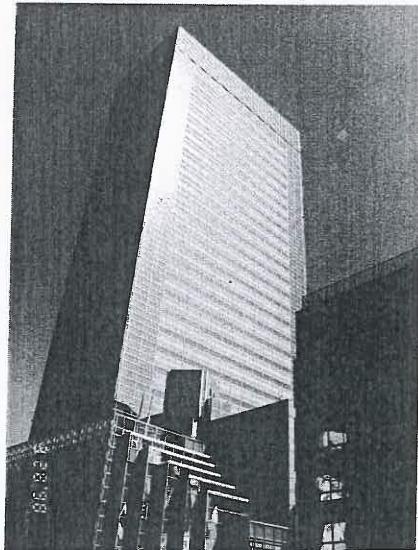
<http://www.hitplaza.netspace.or.jp/doc/omb/index.htm>

## アエル一事実上の和解成立

仙台市民オンブズマン  
弁護士 吉岡和弘

私たちオンブズマンは、クロップス地下駐車場をアエル(株)に7億5,000万円（機械代金5億円を含む）で譲渡する問題について、97年9月22日、仙台市監査委員に対し、住民監査請求を致しました。なぜ譲渡代金がわずか7億5,000万円なのか、アエル(株)の実態は日専連ではないか、なぜ特定業者を不当に優遇するのか、というものです。しかし、監査委員は行政施策上の問題に監査は及ばないなどの理由でこれを棄却。私たちは仙台地方裁判所に譲渡差止を求める民事訴訟を提起しました。最近になって仙台市から①今後5年間は譲渡しない、②譲渡する場合でも譲渡先はアエルに限定しない、③譲渡価格は再検討するとの申入れがあり、

裁判所からも同旨の勧告がなされため、私たちは、一応、譲渡の事前差止の成果を得たと評価し、98年6月3日事実上の和解を成立させました。



今後は駐車場の収益等、アエルの管理運営等の一切を厳しく監視していきたいと考えています。ご協力ありがとうございました。

## サッチャー講師料

仙台市民オンブズマン  
弁護士 吉岡和弘

仙台市は、96年5月27日、仙台国際センター設立5周年記念行事「地球市民フォーラム」に英國

## 「仙台市民オンブズマンの挑戦 (仮題)」の出版について

仙台市民オンブズマン事務局長  
庫山恒輔

毎月の例会の議題に「出版」という項目がある。私はいつも「鋭意作業中です」と報告しているが、作業が進んでいるとは、おそらくだれも思っていない。担当者が集まつては酒を飲んでいるだけと思っているに違いない（それに近いのが真相だ）。しかし、今度はそうはいかない。日向康氏の口添えもあって、毎日新聞社が出版を引き受けことになった。近い内に原稿を読んでもらう必要があるので。私は、その元となる原稿を書く作業に追われる心境にだんだんなってきた。

元首相のサッチャー氏を招聘して約2時間の講演会を開催するにあたり講師招聘費として1,500万円を支払っていました。余りの高額な講演料に驚いた私たちは、97年4月18日、仙台市監査委員に対し住民監査請求をしましたが棄却。私たちは直ちに仙台地方裁判所に訴訟を提起しました。現在、①そもそも右開催目的自体に具体性が全くない、②国際的に評価が二分されている者を自治体が招聘することの不当性、③費用対効果（1,700万円を投入して得られる効果）の検討・分析もないこと、④再委託の手続違反があることなどを理由に裁判中です。裁判はいよいよ山場に向かっています。裁判傍聴等のご協力をお願い致します。

## 回文コーナー

法曹爽歩

幸福の自治  
○知事の工夫 こうよああ獻目 良き手出来 読  
めた鳴呼醉う 幸福の自治  
○知事の工夫 答え無かりし 4年間ね 世間知  
り叶えた 幸福の自治  
○知事の工夫 答え無かりし 人の世の 問ひ知  
り叶えた 幸福の自治

★★

# 「仙台市民オンブズマン」の活動

97.12.17 ~ 98.6.17

1997.

- 12. 17 大年寺山（対職員）弁論準備
- 19 オンブズマン役員会、12月例会
- 21 全国連絡会議出版打ち合せ
- 24 情報公開（県）公判
- 25 アエル・市議海外視察監査資料一部開示
- 26 総合運動公園関係資料一部開示
- 〃 仙台市議会食糧費情報公開についての申入れ
- 27 大年寺山（対壳主）最終準備書面打ち合せ

1998.

- 1. 7 市行政調査費検討会
- 10 全国連絡会議情報公開ランキング検討会
- 14 市行政調査費打ち合せ
- 17 オンブズマン役員会・1月例会・合同新年会



- 19 アエル公判
- 〃 サッチャー公判
- 〃 大年寺山（対壳主）公判
- 21 議員野球大会監査請求
- 〃 オンブズマン出版打ち合せ
- 23 仙台市議会食糧費住民訴訟提訴



- 〃 大年寺山（対職員）和解協議
- 〃 財政課復命書添付資料開示
- 24 アエルブックレット普及打ち合せ

- 1. 24 葉害オンブズパースンタイアップグループ  
仙台支部結成集会
- 26 市行政調査費議長宛質問書提出



- 28 仙台市議会食糧費情報公開訴訟提訴
- 30 アエル・ブックレット発送作業
- 2. 3 オンブズマン臨時会
- 〃 タイアップグループ例会
- 9 アエル・ブックレット普及打ち合せ
- 〃 県議野球大会住民監査請求意見陳述
- 12 アエル弁護団会議
- 14 全国市民オンブズマン連絡会議拡大幹事会
- 17 仙台市議海外視察公判
- 18 勾当台会館、仙台ドーム関係資料一部開示
- 19 サッチャー弁護団会議
- 〃 公共事業検討会
- 22 第2回情報公開ランキング発表
- 23 青葉山公判、青葉山ゴルフ場情報公開公判
- 〃 アエル・ブックレット普及打ち合せ
- 24 県議会・警察情報公開（食糧費等）公判
- 25 ゆめ交流博関係資料一部開示
- 〃 大年寺山（対職員）和解協議
- 26 アメリカ経済担当公使との懇談



- 〃 オンブズマン役員会・2月例会
- 27 仙台ドーム関係資料一部開示
- 28 北海道・東北市民オンブズマンネットワーク例会
- 3. 1
- 2 サッチャー公判
- 〃 オンブズマン出版打ち合わせ
- 〃 公共事業検討会
- 5 勾当台会館質問事項作成
- 6 行政調査費打ち合わせ
- 〃 青葉山ゴルフ場関係資料一部開示

3. 6 「市民ネットワーク」編集会議  
 " タイアップグループ打ち合せ  
 8 全市民オンブズマン連絡会議拡大幹事会  
 9 アエル公判・市議会食糧費情報公開公判  
 12 市行政調査費等開示請求  
 " 勾当台会館の件で県職員厚生課ヒアリング  
 13 情報公開弁護団会議  
 19 ゆめ交流博関係資料一部開示  
 " オンブズマン役員会・3月例会  
 20 東京地裁判押収資料一部開示（営繕課設計委託資料等）  
 21 大年寺山（対壳主）打ち合せ  
 23 県議野球大会監査結果についてのコメント発表  
 24 仙台市議海外視察・食糧費公判  
 " 公共工事予定価格公表についての申入れ（県・市）  
 25 大年寺山（対職員）和解協議  
 " " (対壳主)公判  
 26 行政調査費検討会  
 30 出版打ち合せ  
 " 築館まちづくりグループ来所
4. 1 都市整備局長ら食糧費等一部開示  
 2 アエル視察  
 " 勾当台会館関係文書一部開示  
 " 行政調査費検討会  
 6 オンブズマン・フォーラム3打ち合せ  
 7 タイアップグループ例会  
 8 行政調査費申入れ（市議会各会派宛）  
 9 情報公開弁護団会議  
 10 ナポリ大学教授来訪  
 12 データブック作成作業  
 13 国際ゆめ交流博関係文書一部開示  
 14 県議会・県警等情報公開訴訟原告敗訴判決、即日控訴  
 " 情報公開弁護団慰労会  
 15 白石住民運動グループ来所  
 " タイアップグループ文書発送作業  
 16 白石住民運動グループ来所  
 19 データブック作成作業  
 20 青葉山ゴルフ場情報公開公判  
 21 仙台市議食糧費・海外視察公判  
 22 国際交流会館用地関係文書・アエル契約書関係文書一部開示  
 23 県秘書課行幸啓関係文書開示  
 24 全国一斉情報公開請求（議会関係文書）  
 " オンブズマン役員会・4月例会  
 27 アエル・青葉山・サッチャー公判、大年寺山（対職員）和解協議  
 " 情報公開弁護団会議  
 28 オンブズマン・フォーラム3打ち合せ
5. 1 市行政調査費等開示請求  
 7 仙台弁護士会情報公開法シンポ  
 8 オンブズマン・フォーラム3打ち合せ
5. 11 行政調査費検討会  
 " 市議会食糧費情報公開公判  
 13 都市整備局食糧費等一部開示  
 14 情報公開弁護団会議  
 15 國際交流会館関係文書一部開示  
 " 國際交流会館に関するヒアリング  
 " オンブズマン・フォーラム3打ち合せ  
 18 大年寺山（対壳主）公判・大年寺山（対職員）和解協議成立  
 " オンブズマン・フォーラム3「徹底討論・勾当台会館」  
 20 アエル弁論準備  
 " オンブズマン役員会・5月例会  
 21 情報公開条例改正・制定の申し入れ（県・県議会・市・市議会）



- " 青葉山ゴルフ場情報公開公判  
 22 市行政調査費（平9.下半期）・市議海外出張旅費一部開示  
 26 白石まちづくりグループ来所  
 " オンブズマン会報編集会議  
 28 県議会委員会会議録等一部開示  
 " 情報公開弁護団会議  
 30 全国連絡会議拡大幹事会
6. 2 仙台市議食糧費（副議長）和解協議  
 " 仙台市議食糧費公判  
 " 仙台市議海外視察公判  
 " サッチャー弁護団会議  
 " タイアップグループ例会  
 3 アエル弁論準備（和解成立）  
 4 県・本庁発注工事予定価格（過去分）開示  
 5 白石まちづくりグループ集会  
 6 会報わりつけ作業  
 8 県土地開発公社関係文書一部開示  
 " サッチャー弁論準備  
 " 市行政調査費検討会  
 9 県議会・県警食糧費情報公開公判  
 10 出版打ち合せ  
 11 勾当台会館、國際交流会館問題申し入れ  
 12 市議会食糧費（平成9年度）一部開示  
 13 市行政調査費打ち合せ  
 15 オンブズマン役員会・6月例会  
 " タイアップグループ役員会  
 17 会報「オンブズマン」No.8発行・発送作業

## 第5回全国大会

大阪府高石市で  
8月22日～23日に開催

仙台市民オンブズマン事務局長  
庫山恒輔



今年の全国大会（第5回）についての概要が、5月30日の拡大幹事会で決まった。日程、会場は8月22日～23日、大阪府高石市の新東洋ホテル。

大会の大テーマは「議会」。議会が住民の意思を反映せず、かつ充分な監視機能を発揮できていない状況を問題としていきたい、というのがその

ねらいだ。全体会では、議会がどれだけ住民に開かれているか、についてのランキング調査結果の発表と議会の不正支出の実態などが報告される予定だ。大会テーマ（案）は「議員さん、なにしてはりまんねん」となりそうだ。

分科会は昨年の4分科会に議会を加えて次の5分科会が設けられる。①談合・ムダな公共工事について（担当・談合プロジェクトチーム）。②議会の特権・慣例・ムダ使い一地方議会の制度の問題点や議会の情報公開について議論する。議員の参加を大いに募る（責任者・渡辺美津子）。③情報公開の勝ち方その2（責任者・清水勉）。④不正支出の追求（責任担当・北海道・東北ネットワーク）。⑤市民オンブズマン活動の進め方（責任担当・関西ネットワーク）。

大会の成功に向けて現地実行委員会は、関西ネットワークの全面支援で活動を開始。何と言っても大阪は市民オンブズマン運動の発祥の地。おそらく前回の福岡を上まわる大会となるでしょう。仙台からも大挙参加して、各地と大いに経験を交流し、学び合いましょう。

## 北海道・東北 ネットワーク

仙台市民オンブズマン副代表  
弁護士 佐川房子

第9回例会が平成10年2月28日午後1時から3月1日の正午まで秋田市で開催されました。出席者は札幌、秋田、山形、青森、福島、新潟、宮城のオンブズマンと支援者の人達です。第1日目は秋田県生連会長の鈴木正和さんから「公金不正使用問題」を追及するために県生連がどのような活動をして来たかを聞きました。平成7年頃から始まった粘り強い調査、そして遂には知事が辞表に至った経過を聞いた時には、その努力に頭の下る思いでした。2日目はまず、山形の住民訴訟の立証方法について議論がなされ、カラ出張については、その裏付資料を調査し証拠固めをしてから証

人尋問をすることとして、調査の担当者等を決めました。次に全庁調査について討議がなされました。食糧費、カラ出張の実態解明のためには県の行なった全庁調査の内部資料のうち各個票、調査資料が開示されることが絶対必要であり、福島・岩手などで情報公開訴訟を提起することになりました。また県が調査の結果不適正な支出であるが返還を要せずとしているものと、国に返還された不正な支出に使用された補助金について、どのように対処するかは今後の検討課題とされました。続いて県議会議員の野球大会旅費問題について討議され、今年の開催地を調べて、ネットワークの名前で中止の申し入れをすることになりました。最後に全国大会のテーマを何にするか話し合いがなされ、全体テーマとして「議会はなぜ監視機能を失ったか」分科会テーマとして「全庁調査の問題点」を提案することに決まりました。その他各地の活動報告もなされ、充実すぎて、くたびれたというのが実感です。次回は6月20日～21日、青森市で開かれます。

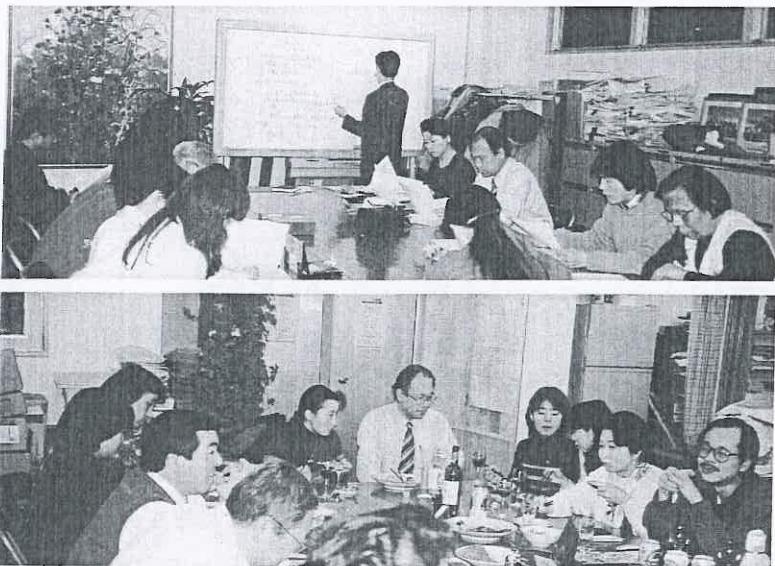
## タイアップグループの例会風景

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ副会長  
弁護士 高橋輝雄

タイアップグループの前回会報（12月）以降の主な活動は、一つは、ブックレット「バブルの塔アエル」の発行と普及、一つは、去る5月18日に行われたオンブズマン・フォーラム3「徹底討論 勾当台会館、宮城県の政策決定過程の闇にせまる」の二つでした。しかし、アエル問題については、去る6月3日に裁判上の和解が成立して初期の目的を達しました。また後者については、本号で小野寺信一弁護士が詳しく報告済みですので省略します。

そこで今回はタイアップグループの例会風景をご紹介いたします。

すでにお知らせのとおり、今年度からは例会を2ヶ月に一度の定例会とし、また例会には会員の誰でもが参加できるものとしました。その結果、



毎回参加者も多くなり、活発な議論がなされるようになりました。また会議後の私あるいは中田美智子監事らの手料理による懇親会も和気あいあいと楽しいものとなっています。

しかし、私がそういうても信用されないかもしれませんので、お二人の参加会員の声をお伝えします。

「私は二ヶ月に一度の例会に出席することを楽しみにしている。おいしいワインや料理があるのと、日頃お逢うことのな

い弁護士の皆さんの会話に耳を傾けられること。多士済々なメンバーの素顔に接するのも面白い。他のメンバーにも、ぜひ時間を作って参加していただきたいものです」（百島正氏）

「97年に入会した私は、例会でいろいろな人々が集まっている姿にびっくりした。前半は活動についての真面目な話。後半は十河弁護士のマジックや高橋弁護士の手料理。とても楽しいひとときです。皆さんもどうぞ！」（戸田慎一氏）

## タイアップグループ会員の皆さん 今後とも熱いご支援を！



仙台市民オンブズマン・  
タイアップグループ副会長

三塚芳徳

仙台市民オンブズマン・タイアップグループも、おかげ様で無事4周年目の節目を迎える事ができました。これも一重に会員皆様方か

らの「熱い支援」があったからこそ継続できたものと、心からお礼申し上げる次第でございます。会員数は現在285名にもなり、毎年20~30名の新規入会者の方々がおります。しかし、継続会員の方々になると70%台と、今後において心配な面もあります。現会員の方々の継続を改めて切望するものであります。

尚、7月4日（土曜日）にオンブズマン・タイアップグループ定期総会が開かれます（12頁参照）。是非出席いただければと思います。これからも会員の皆様には会費納入、会員の拡大など、更にご支援いただきたいと思います。宜しくお願い申し上げます。

# タイアップグループの例会にぜひおいで下さい

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ会長  
弁護士 藤田 紀子

常日頃オンブズマンタイアップグループの皆様の御支援には感謝致しております。

5月18日にタイアップ主催で行いましたオンブズマンフォーラム「徹底討論・勾当台会館」では、活発な意見の交換があり、新聞にも報道され、県としても対応を再考することになったという成果を上げました。

着実にタイアップグループのメンバーも増えており、2ヶ月に1度の例会でも各種行事の検討を行い、また、オンブズマンの参加も得て、有意義な討論が行われます。

そして、何より楽しいのは討論終盤になると、自治研保管のビールや持ち寄りのワインや清酒がふるまわれ、高橋輝雄副会長（彼は議論に参加するよりも、台所に立っていることが多い）の手料理がテーブルの上に並ぶのです。これがまた美味で、輝雄シェフのお得意はトマトサラダ、スパゲッティ、鍋物などですが、珍しい材料を提供して下さる方があれば、臨機応変、たちどころに調理されます。

アルコールが入ると、ますますよいアイデアが生まれ、10月にコント・ザ・ニュースペーパーを

仙台市民オンブズマン・  
タイアップグループ総会と懇親会のご案内  
とき 7月4日（土）  
ところ かんぽヘルスプラザ仙台  
(仙台市青葉区上杉)  
オンブズマン総会 13:30~15:30  
タイアップ総会 15:30~16:30  
懇親会 17:00~19:00 会費 6,000円

よんで、イベントをやろうなどという発想も何を隠そう酒席で生まれたものなのです。

皆様もどうぞ例会に御出席下さい。原則として、偶数月の第1火曜日午後6時から自治研で行います。持ち込み大歓迎、何も持ち込まない方からは1,000円徴収です。

1つお詫びしなければならないことがあります。6月12日に予定していたタイアップ新入会員歓迎会の延期です。この日は、多くの弁護士が関与している事件の審査日で、シェフの高橋輝雄弁護士も私も裁判出席のため、歓迎会の準備ができなくなりました。新しい日を決めて、また御連絡致しますので、何卒御容赦下さい。

それでは皆さん、タイアップ例会で、またお会いしましょう。

## コント・ザ・ニュースペーパー来仙

### オンブズマン支援のつどい

10月27日㈫ 仙台市民会館

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ  
監事 中田美智子

夏を前に「文化の秋」のご案内です。

仙台市民オンブズマンの活動を楽しみながら、広く市民、県民に知りたいと思います。さらに支援していただく集会を開催いたします。

昨年2月に「邦楽とジャズのコンサート」を行いました。今年は、世情を機敏に辛口のコントにし、聴衆の笑いと涙を誘う「コント・ザ・ニュースペーパー」の出演が決まりました。

カラ出張や食糧費など、税金のムダ遣いをどんな切り口、切れ味でコントにするのか、大変楽しみです。

その他、入場料にふさわしい企画の準備をしています。10月27日㈫ 6時よりと、皆様の予定表にしつかりと記していただくようお願いいたします。

## 仙台市民オンブズマン タイアップグループ会則

- (1) 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
- (2) 会費：年10,000円  
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
- (3) 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随时発行する。  
市民の為の公開講座などを開催する。  
その他の事業の企画、実施。
- (4) 総会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
- (5) 役員：会長 1名、副会長 若干名

- 会計 1名、会計監事 2名
- (6) 役員会：必要に応じて開催する。
- (7) 事務局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階とする。
- (8) 会計について：年会費のうち、30%についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて隨時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。